

「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」

新旧対照表 (案) (赤字下線部：変更箇所)

改正後

現行

改正後					現行					
別表	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
別表	直接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 (2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>7,220円</u>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2	直接補助事業	保育士資格取得支援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円 (2) 代替保育従事者雇上費 1人1日当たり <u>7,210円</u>	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学料、受講料、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/2
			2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円 (2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり <u>7,210円</u>					2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限 100,000円 (2) 代替保育士雇上費 1人1日当たり <u>7,210円</u>		

	<p>3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限100,000円</p>					
	<p>4. 保育所等保育士資格取得支援事業 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合 1人当たり 300,000円 ・試験実施通知の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 1人当たり 100,000円 ・試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円</p>					
	<p>5. 保育士試験受験直前講座実施事業（うち、保育士試験受験直前講座実施事業） 直前講座受講者1人当たり6,000円</p>					
	<p>厚生労働大臣が別に定める額</p>	<p>保育士試験 追加実施支援事業</p>	<p>保育士試験 追加実施支援事業</p>	<p>保育士試験 追加実施支援事業</p>	<p>保育士試験 追加実施支援事業</p>	<p>保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な旅費、共済費、委託料、使用料及び賃借料</p>
	<p>指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円</p>	<p>保育士養成施設に対する就職促進支援事業</p>	<p>保育士養成施設に対する就職促進支援事業</p>	<p>保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円</p>	<p>保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円</p>	<p>保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需</p>

	<p>費用（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度から引き続き令和3年度において本事業の対象者であって、令和4年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000円</p>	<p>保育士宿舎借り上げ支援事業</p>	<p>1人当たり月額 11,731,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円</p>	<p>保育人材等就職・交流支援事業</p>
	<p>費用（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度から引き続き令和3年度において本事業の対象者であって、令和4年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000円</p>	<p>保育士宿舎借り上げ支援事業</p>	<p>1人当たり月額 11,668,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円</p>	<p>保育人材等就職・交流支援事業</p>
	<p>費用（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であって、令和3年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000円</p>	<p>保育士宿舎借り上げ支援事業</p>	<p>1人当たり月額 11,731,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000円</p>	<p>保育人材等就職・交流支援事業</p>
	<p>費用（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>1人1日当たり 7,210円 ※調整費 1人当たり 4,000円 （2）指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000円</p>	<p>保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 （1）保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 ②調整費 1人当たり 4,000円 （2）指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ</p>	<p>1自治体当たり 10,000円</p>	<p>保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 （1）保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 ②調整費 1人当たり 4,000円 （2）指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ</p>

			料及び賃借料並びに備品購入費		料及び賃借料並びに備品購入費			
		②調整費 1人当たり 4,000円		②調整費 1人当たり 4,000円				
		(削除)		3. 保育所等における業務集約化推進事業 厚生労働大臣が別に定める額				1/2
保育補助者 雇上強化事業	保育補助者 雇上強化事業	1. 利用定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 <u>2,328,000円</u> ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 <u>3,104,000円</u> 2. 利用定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 <u>4,656,000円</u> ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。	保育補助者雇上強化事業に必要となる報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料	1. 利用定員が121人未満の施設の場合 1か所当たり年額 <u>2,333,000円</u> ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。 1か所当たり年額 <u>3,111,000円</u> 2. 利用定員が121人以上の施設の場合 1か所当たり年額 <u>4,666,000円</u> ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。	保育補助者雇上強化事業に必要となる報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料			3/4
若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業	1. 若手保育士への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 2. 保育事業者への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 4. 保育士の働き方改革への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 5. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナーの実施 1自治体当たり <u>1,625,000円</u> 6. 保育実践充実コーデイナーによる巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 7. 自己評価に係る地域協議会 1自治体当たり <u>1,625,000円</u>	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業に必要となる報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役員費、委託料、使用料及び備品購入費	1. 若手保育士への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 2. 保育事業者への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 4. 保育士の働き方改革への巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 5. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナーの実施 1自治体当たり <u>1,624,000円</u> 6. 保育実践充実コーデイナーによる巡回支援 1自治体当たり 4,064,000円 7. 自己評価に係る地域協議会 1自治体当たり <u>1,624,000円</u>	若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業に必要となる報酬、給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、通信運搬費、役員費、委託料、使用料及び備品購入費			1/2
保育士・保育所支援センター開設運営費	保育士・保育所支援センター開設運営費	(1) 保育士・保育所支援センター開設運営費	保育士・保育所支援センター開設運営費	(1) 保育士・保育所支援センター開設運営費	保育士・保育所支援センター開設運営費			1/2

	<p>ンター設置 運営事業</p>	<p>1 自治体当たり 7,200,000円 (2) 保育士再就職支援コーディネーター 雇上費 1 自治体当たり 4,000,000円 ※加算の対象となる場合、1自治体当 たり 8,000,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1 号「子ども・子育て支援法に基づく協 議会に参加する自治体への支援策につ いて」に基づいて事業を実施する場 合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000円 (3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり 469,000円 (4) 潜在保育士の把握及びセンター認知 度向上のための経費 1 自治体当たり <u>6,087,000円</u> (5) 保育士登録簿を活用した就職促進経 費 1 自治体当たり <u>3,503,000円</u> (6) マッチングシステム導入費 1 自治体当たり 7,000,000円 (減額の場合) 5,000,000円 (7) 放課後児童支援員の人材確保支援経 費 1 自治体当たり <u>1,219,000円</u></p>	<p>一設置運営事 業を実施する ために必要な 報酬、給料、職 員手当等、共 済費、旅費、需 用費(消耗品 費、燃料費、会 議費、印刷製 本費、光熱水 費及び修繕 料)、役務費 (通信運搬 費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費</p>	<p>ンター設置 運営事業</p>	<p>1 自治体当たり 7,200,000円 (2) 保育士再就職支援コーディネーター 雇上費 1 自治体当たり 4,000,000円 ※加算の対象となる場合、1自治体当 たり 8,000,000円 ※平成31年3月29日子保発0329第1 号「子ども・子育て支援法に基づく協 議会に参加する自治体への支援策につ いて」に基づいて事業を実施する場 合、下記の額を加算 1 自治体当たり 4,000,000円 (3) 再就職支援及び雇用管理改善経費 1 自治体当たり 469,000円 (4) 潜在保育士の把握及びセンター認知 度向上のための経費 1 自治体当たり <u>6,119,000円</u> (5) 保育士登録簿を活用した就職促進経 費 1 自治体当たり <u>3,664,000円</u> (6) マッチングシステム導入費 1 自治体当たり 7,000,000円 (減額の場合) 5,000,000円 (7) 放課後児童支援員の人材確保支援経 費 1 自治体当たり <u>1,217,000円</u></p>	<p>一設置運営事 業を実施する ために必要な 報酬、給料、職 員手当等、共 済費、旅費、需 用費(消耗品 費、燃料費、会 議費、印刷製 本費、光熱水 費及び修繕 料)、役務費 (通信運搬 費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費</p>	<p>1/2</p>
	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>潜在保育士 再就職支援 事業</p>	<p>1 施設当たり <u>100,000円</u></p>	<p>潜在保育士再 就職支援事業 を実施するた め</p>	<p>1/2</p>	

	保育士・保育の現場の魅力発信事業	<p>1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信 1 自治体当たり 8,108,000 円</p> <p>2. 保育士が相談しやすい体制整備 (1) 保育士の相談窓口の設置 1 自治体当たり 4,035,000 円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に関する相談支援 1 自治体当たり 5,635,000 円</p>	保育士・保育の現場の魅力発信事業	1 / 2	
	保育士・保育の現場の魅力発信事業	<p>1. 保育士という職業や保育の現場の魅力発信 1 自治体当たり 8,108,000 円</p> <p>2. 保育士が相談しやすい体制整備 (1) 保育士の相談窓口の設置 1 自治体当たり 4,035,000 円</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に関する相談支援 1 自治体当たり 5,599,000 円</p>	保育士・保育の現場の魅力発信事業	1 / 2	<p>めに必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>

			び賃借料並びに備品購入費	9 / 10				び賃借料並びに備品購入費	
<u>保修士修学資金貸付等事業</u>	<u>1 保修士修学資金貸付</u> <u>(1) 基本額</u> 1人当たり月額 50,000円以内 <u>(2) 加算額</u> ・入学準備金(貸付初回時) 1人当たり 200,000円以内 ・就職準備金(卒業時) 1人当たり 200,000円以内 ・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であった、養成施設に入学し、在学する者 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 2 保育補助者雇上費貸付 1か所当たり年額 2,953,000円以内 (加算分) 1か所当たり年額 2,215,000円以内 3 未就学児をもつ保修士に対する保育料の一部貸付 保修士が要した保育料の1/2 ※ ただし、上限月額27,000円 4 就職準備金貸付 1人当たり 200,000円以内 (加算分) 1人当たり 200,000円以内 5 未就学児を持つ保修士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 ・未就学児を持つ保修士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するた めに要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000円以内	<u>保修士修学資金貸付等事業</u>	<u>保修士修学資金貸付等事業</u> <u>を</u> 実施するた <u>めに必要</u> な貸 付金、報酬、給 料、職員手当 等、共済費、旅 費、需用費(消 耗品費、燃料 費、会議費、印 刷製本費、光 熱水費及び修 繕料)、役務費 (通信運搬 費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費	<u>9 / 10</u>				<u>保修士修学資金貸付等事業</u> <u>を</u> 実施するた <u>めに必要</u> な貸 付金、報酬、給 料、職員手当 等、共済費、旅 費、需用費(消 耗品費、燃料 費、会議費、印 刷製本費、光 熱水費及び修 繕料)、役務費 (通信運搬 費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料及 び賃借料並び に備品購入費	

6 事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 事業当たり 4,275,000 円以内 ・ 保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 <p>1 事業当たり 5,775,000 円以内</p> <p>※ 都道府県等から委託を受けた都道府県等社会福祉協議会が保育士修学資金貸付等事業を実施する場合に限る。</p>			<p>1 / 2</p> <p>(注1)</p> <p>2 / 3</p>
保育所等改修費等支援事業	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 32,448,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 35,490,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 事業所当たり 22,308,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 35,490,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 施設当たり 32,448,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p>	<p>保育所等改修費等支援事業</p>	<p>(2) 小規模保育改修費等</p> <p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 32,000,000 円</p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 事業所当たり 35,000,000 円</p> <p>③上記①、②以外の場合</p> <p>1 事業所当たり 22,000,000 円</p> <p>(3) 認可化移行改修費等</p> <p>①平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合</p> <p>1 施設当たり 35,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p> <p>②上記以外の場合</p> <p>1 施設当たり 32,000,000 円</p> <p>※賃借料のみの場合</p> <p>1 施設当たり 10,000,000 円</p>	<p>保育所等改修費等支援事業を実施するための必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費</p>

		<p>2. 代替屋外遊戯場送迎事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1台当たり 15,000,000円 ※ただし、2台目以降は15,000,000円を加算する。 ②借上げ費1台当たり 7,500,000円 ※ただし、2台目以降は7,500,000円を加算する。 (2) 保育士等雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (3) 運転手雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,202,000円 ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。 3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000円</p>			<p>保育利用支援事業</p>	<p>1 / 2</p>
	<p>保育利用支援事業</p>	<p>1. 代替保育利用支援 1人当たり 月額 20,000円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり 年額 2,406,000円</p>	<p>保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、</p>	<p>1 / 2</p>	<p>保育利用支援事業</p>	<p>1 / 2</p>
<p>2. 代替屋外遊戯場送迎事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1台当たり 15,000,000円 ※ただし、2台目以降は15,000,000円を加算する。 ②借上げ費1台当たり 7,500,000円 ※ただし、2台目以降は7,500,000円を加算する。 (2) 保育士等雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (3) 運転手雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,202,000円 ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。 3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000円</p>	<p>保育利用支援事業</p>			<p>2. 代替屋外遊戯場送迎事業 (1) バス購入費又は借上げ費 ①購入費 1台当たり 15,000,000円 ※ただし、2台目以降は15,000,000円を加算する。 ②借上げ費1台当たり 7,500,000円 ※ただし、2台目以降は7,500,000円を加算する。 (2) 保育士等雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (3) 運転手雇上費 1人当たり 5,000,000円 ※ただし、2人目以降は3,000,000円を加算する。 (4) 事業費(駐車場の賃借料、燃料費等) 10,202,000円 ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業のみの補助とする。 3. こども送迎センター設置改修事業 1か所当たり 7,270,000円</p>	<p>保育利用支援事業</p>	<p>1 / 2</p>

	3歳児受入れ等連携支援事業	会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
3歳児受入れ等連携支援事業	3歳児受入れ等連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000円 2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1 市町村当たり年額 4,183,000円 (2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1 市町村当たり年額 8,183,000円	3歳児受入れ等連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000円 2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1 市町村当たり年額 4,183,000円 (2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1 市町村当たり年額 8,183,000円	1/2	3歳児受入れ等連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000円 2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 ために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、) 会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児保育支援事業 1 か所当たり 年額 <u>5,320,000</u> 円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1 か所当たり 年額 <u>4,960,000</u> 円	1/2	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費

3歳児受入れ等連携支援事業	3歳児受入れ等連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000円 2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業 (1) コーディネーターを1名配置する場合 1 市町村当たり年額 4,183,000円 (2) コーディネーターを2名以上配置する場合 1 市町村当たり年額 8,183,000円	会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児保育支援事業 1 か所当たり 年額 <u>5,290,000</u> 円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1 か所当たり 年額 <u>4,950,000</u> 円 <u>※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は</u>	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、) 会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2 <u>(注2)</u> <u>2/3</u>	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費

	症対策支援事業を除く。		除く。)、備品購入費		1 / 2
症対策支援事業を除く。	保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1 施設当たり <u>32,000,000</u> 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	1 / 2
	症対策支援事業を除く。		除く。)、備品購入費		1 / 2
症対策支援事業を除く。	保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	(2) 環境改善事業 緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1 施設当たり <u>32,448,000</u> 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	保育環境改善等事業(緊急一時預かり推進事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)	1 / 2

<p>保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費</p>	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 353,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のため</p>	<p>1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 353,000円</p> <p>2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000円</p>	<p>1 / 2</p>	<p>1 / 2</p>
<p>放課後居場所緊急対策事業</p>	<p>1 か所当たり年額 1,042,000円 ・開設準備経費（改修費等）500,000円追加 ※事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>放課後居場所緊急対策事業</p>	<p>放課後居場所緊急対策事業 ※事業実施月数（1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、1か所当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>1 / 3</p>	<p>1 / 3</p>

借料、工事請 負費、原材料 費、備品購入 費	小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1 / 3				
借料、工事請 負費、原材料 費、備品購入 費	小規模多機能・放課後児童支援事業 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合は「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	1 / 3				
借料、工事請 負費、原材料 費、備品購入 費	小規模多機能・放課後児童支援事業 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合は「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	1 / 2				
借料、工事請 負費、原材料 費、備品購入 費	小規模多機能・放課後児童支援事業 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合は「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	1 / 2				

						<p>消費費、報償費、旅費、需用費 (消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等</p>	<p>10/10</p>
間接補助事業	新たな待機児童対策提案型事業	<p>1 自治体当たり年額 10,000,000円 ただし、複数の自治体での事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000円</p>	<p>新たな待機児童対策提案型事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等</p>	<p>10/10</p>				
間接補助事業	保育士資格取得支援事業	<p>1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 (1) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合</p>	<p>保育士資格取得支援事業</p>	<p>10/10</p>				

		士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円								
保育士養成施設に対する就職促進支援事業	5. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用補助事業) 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円	指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円	保育士養成施設に対する就職促進支援事業	士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円			5. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用補助事業) 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円			1/2
				保育士養成施設に対する就職促進支援事業			指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円			保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費
保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度から引き続き令和3年度において本事業の対象者であった者が、引も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。	1人当たり月額 別紙のとおり ※令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であった者が、引も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。	保育士宿舎借り上げ支援事業	士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円			5. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用補助事業) 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円			2/3
			保育士宿舎借り上げ支援事業			指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに264,000円			保育士養成施設に対する就職促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役員費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	
保育人材等就職・交流支援	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり	保育人材等就職・交流支援	士資格を取得する場合 1人当たり 200,000円			5. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用補助事業) 保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2 ただし、1人当たり上限150,000円			1/2

<p>支援事業</p>	<p>※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づき協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算</p> <p>1 自治体当たり 4,000,000円</p> <p>2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業</p> <p>(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等</p> <p>①代替保育士等雇上費</p> <p>1人1日当たり <u>7,220円</u></p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p> <p>2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ</p> <p>①実習受入費 1人当たり 10,000円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p> <p>(削除)</p>	<p>事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>3 / 4</p>	<p>事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>3 / 4</p>
<p>支援事業</p>	<p>※平成31年3月29日子保発0329第1号「子ども・子育て支援法に基づき協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて事業を実施する場合、下記の額を加算</p> <p>1 自治体当たり 4,000,000円</p> <p>2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業</p> <p>(1) 保育士の実地派遣及び人材交流等</p> <p>①代替保育士等雇上費</p> <p>1人1日当たり <u>7,210円</u></p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p> <p>2. 指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ</p> <p>①実習受入費 1人当たり 10,000円</p> <p>②調整費 1人当たり 4,000円</p> <p>3. 保育所等における業務集約化推進事業 <u>厚生労働大臣が別に定める額</u></p>	<p>事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>3 / 4</p>	<p>事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>3 / 4</p>
<p>保育体制強化事業</p>	<p>1. 保育支援者の配置</p> <p>1か所当たり月額 100,000円</p> <p>2. 児童の園外活動の見守り等</p> <p>①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1に下記の額を加算</p> <p>1か所当たり月額 45,000円</p> <p>②安全管理に知見を有する者として市町村が認められた者に謝金を支払う場合又は委託する場合</p> <p>1か所当たり月額 45,000円</p> <p>※①、②は1か所につき一方のみ</p>	<p>保育体制強化事業</p>	<p>3の(6)の①の場合 1 / 2 3の(6)の②の場合 2 / 3</p>	<p>保育体制強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>3の(6)の①の場合 1 / 2 3の(6)の②の場合 2 / 3</p>
<p>保育補助者雇上強化事業</p>	<p>1. 利用定員が121人未満の施設の場合</p> <p>1か所当たり年額 <u>2,333,000円</u></p> <p>※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。</p> <p>1か所当たり年額 <u>3,111,000円</u></p>	<p>保育補助者雇上強化事業</p>	<p>3の(7)の②の場合 3 / 4 3の(7)の③の場合 6 / 7</p>	<p>保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	<p>3の(7)の②の場合 3 / 4 3の(7)の③の場合 6 / 7</p>

		<p>2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合 1 か所当たり 年額 <u>4,666,000 円</u> ※新子育て安心プラン実施計画の採択を受けた市町村については、以下の額を適用できる。</p> <p>1 か所当たり 年額 <u>6,222,000 円</u></p>	<p>共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1 / 2
<p>若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業</p>		<p>1. 若手保育士への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>2. 保育事業者への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>3. 放課後児童クラブへの巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>4. 保育士の働き方改革への巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>5. 魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施 1 自治体当たり <u>1,625,000 円</u></p> <p>6. 保育実践充実コーナーによる巡回支援 1 自治体当たり 4,064,000 円</p> <p>7. 自己評価に係る地域協議会 1 自治体当たり <u>1,625,000 円</u></p>	<p>若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業</p>	1 / 2
		<p>1 施設当たり 100,000 円</p>	<p><u>潜在保育士再就職支援事業</u></p>	<p><u>1 / 2</u></p> <p><u>潜在保育士再就職支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費）、通信運搬費、役務費、委託料、使用料及び備品購入費</u></p>

保育所等改	保育所等改修	賃貸物件に	賃貸物件による保育所等改修費等	保育所等改修	賃貸物件に
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入学準備金 (貸付初回時)</u> 1人当たり 200,000 円以内 ・ <u>就職準備金 (卒業時)</u> 1人当たり 200,000 円以内 ・ <u>貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、養成施設に入学し、在学する者</u> 1月当たり貸付申請時における貸付対象者の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内 2 <u>保育補助者雇上費貸付</u> 1か所当たり年額 2,953,000 円以内 (加算分) 3 <u>未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付</u> 保育士が要した保育料の1/2 ただし、上限 月額27,000 円 4 <u>就職準備金貸付</u> 1人当たり 200,000 円以内 (加算分) 5 <u>未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付</u> ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に関する事業を利用するため に要した経費の1/2 ※ ただし、年額123,000 円以内 6 <u>事務費</u> ・ 1事業当たり 4,275,000 円以内 ・ 保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場合 1事業当たり 5,775,000 円以内 	<ul style="list-style-type: none"> 料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費 			

	修費等支援事業	<p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>20,280,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり <u>32,448,000 円</u> 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり <u>60,840,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり <u>32,448,000 円</u></p> <p>分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>14,196,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり <u>21,294,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり <u>21,294,000 円</u></p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>23,322,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり <u>35,490,000 円</u></p>	費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	よる保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2 / 3 (注 1) 8 / 9	修費等支援事業	<p>①平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号 「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>20,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり <u>32,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり <u>60,000,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり <u>32,000,000 円</u></p> <p>分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>14,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり <u>21,000,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上のための改修の場合 1 施設当たり <u>21,000,000 円</u></p> <p>②平成 31 年 3 月 29 日子保発 0329 第 1 号 「子ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治体への支援策について」に基づいて実施される事業として行う場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>23,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり <u>35,000,000 円</u></p>	費等支援事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く)、備品購入費、負担金、補助及び交付金	よる保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2 / 3 (注 1) 8 / 9	修費等支援事業	よる保育所等改修費等、小規模保育改修費等、認可化移行改修費等、幼稚園における長時間預かり保育改修費等の場合 2 / 3 (注 1) 8 / 9
--	---------	---	---	--	---------	---	---	--	---------	--

		<p>利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり <u>63,882,000 円</u></p> <p>分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>17,238,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり <u>24,336,000 円</u> ③上記①、②以外の場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>15,210,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり <u>27,378,000 円</u> 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり <u>55,770,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上の ための改修の場合 1 施設当たり <u>27,378,000 円</u></p> <p>分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>9,126,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり <u>16,224,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上の ための改修の場合 1 施設当たり <u>16,224,000 円</u></p> <p>(2) 小規模保育改修費等 ①平成 28 年 4 月 7 日 雇児発 0407 第 2 号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対 応する施策について」の対応方針につ いて」に基づいて実施される事業とし て行う場合</p>										
		<p>利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり <u>63,000,000 円</u></p> <p>分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>17,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり <u>24,000,000 円</u> ③上記①、②以外の場合 本園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>15,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 59 名以下 1 施設当たり <u>27,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 60 名以上 1 施設当たり <u>55,000,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上の ための改修の場合 1 施設当たり <u>27,000,000 円</u></p> <p>分園の場合 (ア) 新設又は定員拡大の場合 利用 (増加) 定員 19 名以下 1 施設当たり <u>9,000,000 円</u> 利用 (増加) 定員 20 名以上 1 施設当たり <u>16,000,000 円</u> (イ) 老朽化又は利便性・質の向上の ための改修の場合 1 施設当たり <u>16,000,000 円</u></p> <p>(2) 小規模保育改修費等 ①平成 28 年 4 月 7 日 雇児発 0407 第 2 号 「「待機児童解消に向けて緊急的に対 応する施策について」の対応方針につ いて」に基づいて実施される事業とし て行う場合</p>										

					熱水費及び修繕費（通信運搬費、手数料）、役員費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1 / 2	
					熱水費及び修繕費（通信運搬費、手数料）、役員費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	1 / 2	
民有地マッピング事業	民有地マッピング事業 1か所当たり年額 4,400,000円		民有地マッピング事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報酬費、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	3. コーポネイネーター配置支援 1か所当たり年額 4,400,000円	民有地マッピング事業 1か所当たり年額 4,400,000円	1 / 2	
保育利用支援事業	保育利用支援事業 1人当たり月額 20,000円 1か所当たり年額 2,406,000円		保育利用支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報酬費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、印刷製本費	1. 代替保育利用支援 1人当たり月額 20,000円 2. 予約制導入に係る体制整備 1か所当たり年額 2,406,000円	保育利用支援事業	1 / 2	

		勤務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費	1 / 2
3歳児受入れ等連携支援事業	3歳児受入れ等連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000 円		1 / 2
3歳児受入れ等連携支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000 円		2 / 3
3歳児受入れ等連携支援事業	3歳児受入れ等連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000 円	勤務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費	1 / 2
3歳児受入れ等連携支援事業	1. 3歳児受入れ連携支援事業 1 か所当たり 年額 4,549,000 円	勤務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費	2 / 3 (注2) 4 / 5
医療的ケア児保育支援事業	1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1 か所当たり 年額 5,290,000 円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1 か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。	勤務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費	2 / 3 (注2) 4 / 5
		勤務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費	2 / 3

	<p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 研修受講支援加算 1 か所当たり 年額 300,000 円</p> <p>(2) 保育補助者配置加算 1 か所当たり 年額 <u>2,170,000 円</u></p> <p>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1 自治体当たり 年額 <u>2,170,000 円</u> ※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1 自治体当たり年額 130,000 円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算 1 自治体当たり 年額 560,000 円</p> <p>(5) 検討会等設置加算 1 自治体当たり 年額 360,000 円</p>	<p>費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金</p>			<p>1 / 2</p>	
	<p>2. 加算分単価</p> <p>(1) 研修受講支援加算 1 か所当たり 年額 300,000 円</p> <p>(2) 保育補助者配置加算 1 か所当たり 年額 <u>2,160,000 円</u></p> <p>(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1 自治体当たり 年額 <u>2,160,000 円</u> ※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1 自治体当たり年額 130,000 円を加算する。</p> <p>(4) ガイドライン策定加算 1 自治体当たり 年額 560,000 円</p> <p>(5) 検討会等設置加算 1 自治体当たり 年額 360,000 円</p>	<p>費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金</p>		<p>家庭支援推進 保育事業</p>	<p>1 / 2</p>	<p>家庭支援推進 保育事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
				<p>家庭支援推進 保育事業</p>	<p>2 / 3</p>	<p>1 か所当たり年額 4,567,000 円</p>

	向上のための 取組強化 事業	研修開催経費 1 回当たり 353,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員 1 人当たり 年額 4,062,000 円	のための取組 強化事業を実施するための 必要な報酬、 給料、職員手当 当等、賃金、共 済費、謝金、旅 費、需用費(消 耗品費、燃料 費、会議費、印 刷製本費、光 熱水費及び修 繕料)、役務費 (通信運搬 費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料、賃 借料、備品購 入費	向上のための 取組強化 事業	研修開催経費 1 回当たり 353,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 巡回支援指導員 1 人当たり 年額 4,062,000 円	のための取組 強化事業を実施するための 必要な報酬、 給料、職員手当 当等、賃金、共 済費、謝金、旅 費、需用費(消 耗品費、燃料 費、会議費、印 刷製本費、光 熱水費及び修 繕料)、役務費 (通信運搬 費、広告料、手 数料)、委託 料、使用料、賃 借料、備品購 入費	
--	----------------------	--	---	----------------------	--	---	--

新たな待機児童対策提案型事業を実施する ために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役員費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び借借料、備品購入費等	新たな待機児童対策提案型事業	1 自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体での事業を行う場合 1 事業当たり年額 10,000,000 円	10/10
---	----------------	--	-------

(注1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

(注2) 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を2/3（間接補助の場合は4/5）とする。

(注1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であり、改修する年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大90人以上の市町村に限る。）が行う、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす改修については、補助率を2/3（家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては8/9）とする。

- (1) 保育の受け皿が増加する改修（新設、定員の拡大）であること。
- (2) 原則として、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分）の利用定員総数が増加する改修であること。

<p>別紙 (省略)</p>	<p>・3年後の医療的ケア児の保育所等の利用を希望する人数(見込み)に対して、医療的ケア児の受入人数(見込み)が上回ること。 <u>(注3) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県又は指定都市が総事業費の1/10を補助する場合に限る。</u></p> <p>別紙 (省略)</p>
----------------	--

改正後	現行
<p> 雇用発 0417 第 2 号 平成 29 年 4 月 17 日 一部改正 子発 0831 第 2 号 平成 30 年 8 月 31 日 一部改正 子発 0329 第 17 号 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 子発 0401 第 16 号 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正 子発 0806 第 3 号 令和 2 年 8 月 6 日 一部改正 子発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日 一部改正 子発 0330 第 7 号 令和 3 年 3 月 30 日 <u>一部改正 子発 第 号</u> <u>令和 年 月 日</u> </p> <p> 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 中核市市長 </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) </p> <p> 保育人材確保事業の実施について </p>	<p> 雇用発 0417 第 2 号 平成 29 年 4 月 17 日 一部改正 子発 0831 第 2 号 平成 30 年 8 月 31 日 一部改正 子発 0329 第 17 号 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 子発 0401 第 16 号 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正 子発 0806 第 3 号 令和 2 年 8 月 6 日 一部改正 子発 1225 第 2 号 令和 2 年 12 月 25 日 一部改正 子発 0330 第 7 号 令和 3 年 3 月 30 日 </p> <p> 都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 中核市市長 </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) </p> <p> 保育人材確保事業の実施について </p>

<p>(略)</p> <p>第1 事業の種類 1 ～ 9 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>10</u> 保育士・保育の現場の魅力発信事業</p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施に当たっては、次によること。</p> <p>1 ～ 9 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>10</u> 保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱 (別添 <u>10</u>)</p> <p>別添 1 保育士資格取得支援事業実施要綱</p> <p>I 保育士資格取得支援事業 1 ～ 3 (略) 4 実施要件 (1) 対象者 (略)</p> <p>① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 施設の所在する都道府県と市区町村との連名により、以下 (i)</u></p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>第1 事業の種類 1 ～ 9 (略)</p> <p><u>10</u> <u>潜在保育士再就職支援事業</u></p> <p><u>11</u> 保育士・保育の現場の魅力発信事業</p> <p>第2 事業の実施 各事業の実施に当たっては、次によること。</p> <p>1 ～ 9 (略)</p> <p><u>10</u> <u>潜在保育士再就職支援事業実施要綱 (別添 10)</u></p> <p><u>11</u> 保育士・保育の現場の魅力発信事業 (別添 <u>11</u>)</p> <p>別添 1 保育士資格取得支援事業実施要綱</p> <p>I 保育士資格取得支援事業 1 ～ 3 (略) 4 実施要件 (1) 対象者 (略)</p> <p>① 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 ア～オ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	---

～(iii)の内容を記載した「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した認可外保育施設

(i) 待機児童の状況や保育時間等の観点から地域に特徴的と考えられる保育等ニーズが存在すること。

(ii) 都道府県又は市区町村において、(i)のニーズを満たすため、認可の保育施設や事業の整備・拡充等を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、(i)の保育等ニーズの受け皿となることができると認められる施設であること。

(iii) 都道府県及び市区町村の連携により、当該施設が認可外保育施設指導監督基準を満たすため、職員又は巡回支援指導員等による技術的な支援、本事業の他の国庫補助の活用等を通じて、本事業以外にも十分な支援を行っている、あるいは行う予定であること。

(iv) 遅くとも令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指すものであること。

②～③ (略)

(2)～(4) (略)

5～9 (略)

II 保育士試験による資格取得支援事業

1～3 (略)

4 実施要件

(1) 受験対策学習費用補助事業

① 対象者

(略)

ア～ケ (略)

コ 都道府県と市区町村との連名により、以下(i)～(iii)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設

②～③ (略)

(2)～(4) (略)

5～9 (略)

II 保育士試験による資格取得支援事業

1～3 (略)

4 実施要件

(1) 受験対策学習費用補助事業

① 対象者

(略)

ア～ケ (略)

(新設)

<p><u>(i) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨</u></p> <p><u>(ii) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について</u></p> <p><u>(iii) 事業実施期間（令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指すものであること。）</u></p> <p>※（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5（略）</p>	<p>※（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>5（略）</p> <p>別添2・3（略）</p> <p>別添4</p> <p>保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 対象者</p> <p>本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舍に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して9年以内の者とする。ただし、次に</p>
<p>別添2・3（略）</p> <p>別添4</p> <p>保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 対象者</p> <p>本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舍に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して8年以内の者とする。ただし、次に</p>	<p>別添2・3（略）</p> <p>別添4</p> <p>保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 対象者</p> <p>本事業の対象者は保育所等に勤務する常勤の保育士（平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舍に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して9年以内の者とする。ただし、次に</p>

該当する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。

- ・ 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市町村（ただし、令和4年度に限り、令和2年度及び令和3年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上である市町村は除く。）

また、令和2年度もしくは令和3年度から本事業による借り上げ支援を受けていた者で引き続き令和4年度も事業の対象となる者のうち、令和2年度もしくは令和3年度において「保育所等に採用された日から起算して5年以内の者」だった者は、令和4年度も引き続き、「保育所等に採用された日から起算して5年以内」の者とする。

（経過措置）

(1) ①～④のいずれかに該当する市町村については、令和4年度に限り本事業の対象者に、次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（令和4年3月31日時点において、平成29年度から令和2年度の経過措置を含め、①～④のそれぞれの年度から引き続き現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。

- ① 平成29年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和4年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は8年以内の者となる市町村
- ② 平成30年度において「保育所等に採用された日から起算して5

該当する市町村が実施する場合、対象者は保育所等に採用された日から起算して5年以内の者とする。

- ・ 前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による保育士の有効求人倍率が2未満となる職業安定所の管轄する区域に所在する市町村（ただし、令和3年度に限り、令和2年度及び令和2年度の4月1日時点における待機児童数が50人以上である市町村は除く。）

また、令和2年度から本事業による借り上げ支援を受けていた者で引き続き令和3年度も事業の対象となる者のうち、令和2年度において「保育所等に採用された日から起算して5年以内の者」だった者は、令和3年度も引き続き、「保育所等に採用された日から起算して5年以内」の者とする。

（経過措置）

①～④のいずれかに該当する市町村については、令和3年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。

- ・ 保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者（令和3年3月31日時点において、平成29年度、平成30年度又は令和元年度からの経過措置を含め、現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。

- ① 平成29年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和3年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は9年以内の者となる市町村
- ② 平成30年度において「保育所等に採用された日から起算して5

<p>年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和4年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は<u>8</u>年以内の者となる市町村</p> <p>③ 令和元年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和4年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は<u>8</u>年以内の者となる市町村</p> <p>④ 令和2年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和4年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は<u>8</u>年以内の者となる市町村</p> <p>(2) <u>令和3年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え9年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和4年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は8年以内の者となる市町村に該当する市町村については、令和4年度に限り本事業の対象者に、従前の例のとおり、次の者を加える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保育所等に勤務する常勤の保育士のうち、保育所等に採用された日から起算して5年を超え9年以内の者（令和4年3月31日時点において、令和3年度から現に本事業による借り上げ支援を受けていた者に限る）。</u> <p>5 留意事項 (1)～(3) (略) (4) 令和元年度から引き続き令和3年度において本事業の対象者であって、令和4年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き</p>	<p>年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和3年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は<u>9</u>年以内の者となる市町村</p> <p>③ 令和元年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和3年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は<u>9</u>年以内の者となる市町村</p> <p>④ 令和2年度において「保育所等に採用された日から起算して5年を超え10年以内の者」も本事業の対象者であった市町村のうち、令和3年度において本事業の対象者が保育所等に採用された日から起算して5年以内又は<u>9</u>年以内の者となる市町村</p> <p>5 留意事項 (1)～(3) (略) (4) 令和元年度から引き続き令和2年度において本事業の対象者であって、令和3年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き</p>
---	---

<p>同じ宿舎に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用できること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>別添5 保育人材等就職・交流支援事業実施要綱</p> <p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p><u>III (削除)</u></p>	<p>同じ宿舎に入居している場合には、令和元年度の補助基準額を適用できること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>別添5 保育人材等就職・交流支援事業実施要綱</p> <p>I (略)</p> <p>II (略)</p> <p><u>III 保育所等における業務集約化推進事業</u></p> <p><u>1 事業の目的</u> 保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）における業務効率化を図るため、複数の保育所等で行われている業務を集約化し、共同で実施する取組を支援することを目的とする。</p> <p><u>2 実施主体</u> 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、又は、市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p><u>3 事業の内容</u> 保育所等（地方公共団体が運営するものを除く。）を運営する事業者が運営の主体が異なる複数の保育所等における業務を集約し、共同実施するための事業計画を作成し、当該事業計画について、市町村が業務効率化に資するものとして適当と認めた場合、当該事業の実施に必要な費</p>
---	---

用の全部又は一部を補助する。

(事業例)

- ・研修等による人材育成の共同実施
- ・土日共同保育を実施するために必要な協定の策定
- ・給食の献立の共通化に関する取組 等

4 実施方法

(1) 事業計画

業務の集約化を行う保育所等は、所在地の市町村に対し、集約化を行う業務の内容、集約化に必要な費用及び事業の効果を記載した事業計画書を提出すること。

(2) 事業計画の審査

(1) による事業計画の提出を受けた市町村は、事業内容及び費用が適切なものか審査の上、保育所等の業務効率化等に資すると認められるものについて、本事業の申請を行うこと。

(3) 事業成果の報告

業務の集約化を行う保育所等は、事業完了後、事業の成果を記載した報告書を作成し、市町村に提出すること。市町村は、当該報告書を事業を実施した年度の翌年度の4月末日までに国に提出すること。

5 留意事項

本事業による費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

<p>別添 6 保育体制強化事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施要件及び対象者 (1) 保育支援者の配置 ①、② (略)</p> <p>③ 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する保育所等は、<u>市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>別添 6 保育体制強化事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 実施要件及び対象者 (1) 保育支援者の配置 ①、② (略)</p> <p>③ 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する保育所等は、<u>以下のいずれかに該当すること。</u> <u>ただし、前年同月の実績がない保育所等は、保育支援者を配置した月と保育所開所月を比較すること。</u></p> <p>ア 保育支援者を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む）の数と、前年同月における当該保育所等の保育士及び保育士以外の者（保育支援者は含まない）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上であること。</p> <p>イ <u>保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士の数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士の数の割合以上であり、かつ、保育支援者を配置した月における児童の定員数に対する保育士以外の者（保育支援者を含む）の数の割合が、当該保育所等の前年同月の児童の定員数に対する保育士以外の者（保育支援者を含む）の数の割合以上であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
--	---

別添 7 ～ 9 (略)

(削除)

別添 7 ～ 9 (略)

別添 10

潜在保育士再就職支援事業実施要綱

1 事業の目的

離職後のブランクが長くなった未就労の保育士（以下「潜在保育士」という。）が抱く職場復帰への不安を軽減するため、保育士・保育所支援センター及び保育人材就職支援事業においてマッチング事業を実施している市町村（以下「センター等」という。）の紹介（マッチング）により、保育所等が潜在保育士を試行的に雇用した際に行う研修等に要する費用の一部を補助することにより、潜在保育士が再就職しやすい環境を整え、もって人材確保に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は、市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

本事業は、潜在保育士となっていた者を試行的に雇用した際に、復帰後のフォローとして実施する以下の取組などにかかる費用について、保育事業者が管内市町村へ申請した場合に補助を行う。

① 保育所等における OJT 等の支援

潜在保育士を採用した保育所等で、当該保育士の指導を担当する主

任保育士等がOJTなどの指導を行う場合に、主任保育士等に代わって地域子育て支援など他の業務を実施する代替職員を雇い上げる。

② 園内研修に外部講師を呼ぶための支援

潜在保育士を採用した保育所等で、当該保育士向けの研修として、外部講師を呼び、園内研修を実施。

4 留意事項

(1) センター等でマッチング事業を実施している場合は、積極的に当該事業を周知し、保育事業者へ活用を促すこと。

(2) 当該事業を実施する市町村は、保育事業者から申請を受け付けた場合には、保育士・保育所支援センターと随時連携し、保育士・保育所支援センターからの紹介によって採用された者であることについて、紹介状況や雇用形態などの事実関係を必要に応じて確認すること。

(3) 潜在保育士を非常勤職員として採用した場合、当該事業を活用したことにより、業務にも慣れ、不安などが解消されたと判断される際には、当該職員とよく相談の上、雇用形態を常勤職員に切り替えるなどに努めること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別添 10

保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱

1～4 (略)

別添 11

保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱

1～4 (略)

「認可保育所等設置支援事業の実施について」新旧対照表（案）

改正後	現行
<p> 雇用発0331第30号 平成29年3月31日 第一次改正 平成30年4月24日 第二次改正 平成31年3月29日 第三次改正 令和元年11月28日 第四次改正 令和2年2月7日 第五次改正 令和2年3月12日 第六次改正 令和2年3月31日 第七次改正 令和2年5月1日 第八次改正 令和2年2月4日 第九次改正 令和3年3月31日 第十次改正 令和4年1月24日 第十一次改正 子発※※※号 令和※※※月※日 </p>	<p> 雇用発0331第30号 平成29年3月31日 第一次改正 平成30年4月24日 第二次改正 平成31年3月29日 第三次改正 令和元年11月28日 第四次改正 令和2年2月7日 第五次改正 令和2年3月12日 第六次改正 令和2年3月31日 第七次改正 令和2年5月1日 第八次改正 令和2年2月4日 第九次改正 令和3年3月31日 第十次改正 令和4年1月24日 </p>
<p> 各 都道府県知事 指定都市市長 中核市長 </p>	<p> 各 都道府県知事 指定都市市長 中核市長 </p>
<p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 （公 印 省 略） </p>	<p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 （公 印 省 略） </p>

認可保育所等設置支援事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日雇児発0704第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年7月4日雇児発0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

1～2 (略)

別添1～4 (略)

記

認可保育所等設置支援事業の実施について

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うため、認可保育所等設置支援事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。なお、本通知の施行に伴い、平成28年7月4日雇児発0704第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所等改修費等支援事業の実施について」、平成28年7月4日雇児発0704第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育所設置促進事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行調査費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第25号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可化移行移転費等支援事業の実施について」、平成27年4月13日雇児発0413第26号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」又は平成27年4月13日雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育環境改善等事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。ただし、平成28年度末までに採択したものについては、従前の例によるものとする。

1～2 (略)

別添1～4 (略)

記

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 事業の目的
駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 3の(1)及び(2)（ただし、④及び⑧を除く。）の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(2) 3の(2)の④

- ① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業（居室訪問型保育事業を除く。以下4（5）において同じ。）を対象とする場合

実施主体は、市町村が認めた者とする。

- ② 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に基づく届出を行っている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居室訪問型保育事業」という。）を除く。）。以下4（5）において同じ。）を対象とする場合
実施主体は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者とする。

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 事業の目的
駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

(1) 3の(1)及び(2)（ただし、④及び⑧を除く。）の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(2) 3の(2)の④

- ① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村が認めた者とする。

- ② 認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2に基づく届出を行っている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（以下「認可外の居室訪問型保育事業」という。）を除く。）。以下③イ及び4（5）において同じ。）を対象とする場合
実施主体は、都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が認めた者とする。

- ③ 新型コロナウイルス感染症対策として行う事業

ア 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合

実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

イ 認可外保育施設を対象とする場合

実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。

<p>(3) 3の(2)の⑧</p> <p>① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合 実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>② 児童厚生施設及び認可外保育施設（法第59条の2に基づく届出を行っている施設（認可外の居宅訪問型保育事業については、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））。以下4（11）において同じ。）を対象とする場合 実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。</p>	<p>3 事業の内容</p> <p>(1) 基本改善事業 既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業又は病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な体制整備を行う事業で、次に掲げるものとする。</p> <p>① 保育所等設置促進等事業 保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業（※）「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日付雇児発0417第4号雇用均等・児童家庭局長通知）に掲げる3歳児受入れ連携支援事業を行うために必要となる既存保育所等の改修等を行うものを含む。）</p> <p>② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業 「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の4（3）に基づく事業（以下「病児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な改修等を行う事業</p> <p>(2) 環境改善事業 利用児童にとつての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>① 障害児受入促進事業 既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児（人口呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）（以下、「障害児等」という。）を受け入</p>
--	---

<p>(3) 3の(2)の⑧</p> <p>① 保育所、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業を対象とする場合 実施主体は、市町村又は市町村が認めた者とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>② 児童厚生施設及び認可外保育施設（法第59条の2に基づく届出を行っている施設（認可外の居宅訪問型保育事業については、複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。））。以下4（11）において同じ。）を対象とする場合 実施主体は、都道府県等又は都道府県等が認めた者とする。</p>	<p>3 事業の内容</p> <p>(1) 基本改善事業 既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業又は病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な体制整備を行う事業で、次に掲げるものとする。</p> <p>① 保育所等設置促進等事業 保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業（※）「多様な保育促進事業の実施について」（平成29年4月17日付雇児発0417第4号雇用均等・児童家庭局長通知）に掲げる3歳児受入れ連携支援事業を行うために必要となる既存保育所等の改修等を行うものを含む。）</p> <p>② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業 「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の4（3）に基づく事業（以下「病児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な改修等を行う事業</p> <p>(2) 環境改善事業 利用児童にとつての保育環境の改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。</p> <p>① 障害児受入促進事業 既存の保育所等において、障害児及び医療的ケア児（人口呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）（以下、「障害児等」という。）を受け入</p>
--	---

れるために必要な改修等を行う事業

- ② 分園推進事業
保育所及び認定こども園の分園の設置を推進するため、分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③ 熱中症対策事業
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置又は更新するための改修等を行う事業
- ④ 安全対策事業
安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業
- ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型） 推進事業
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥ 緊急一時預かり推進事業
「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業
法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を行う場所において、放課後児童クラブを閉所していない時間等に法第6条の3第7号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業
4（11）①に定める対象施設において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う以下の事業
ア 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）
【かかり増し経費の具体的な内容】
① 職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の

れるために必要な改修等を行う事業

- ② 分園推進事業
保育所及び認定こども園の分園の設置を推進するため、分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③ 熱中症対策事業
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業
- ④ 安全対策事業
安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から都道府県等が保育所等に配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒等を行う事業
- ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型） 推進事業
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥ 緊急一時預かり推進事業
「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯における乳幼児受入れ支援事業
法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を行う場所において、放課後児童クラブを閉所していない時間等に法第6条の3第7号に基づく一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策支援事業
4（11）①に定める対象施設において感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う以下の事業
ア 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（かかり増し経費、研修受講）
【かかり増し経費の具体的な内容】
① 職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の

超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定して
いない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人
(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほ
か、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められ
るものであること

② 感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活に
おいて必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、
帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウ
ン、タオルなど

イ マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、
施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業

⑨ 感染症対策のための改修整備等事業

4 (12)に定める対象施設において、新型コロナウイルス感染症
等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行う事業

⑩ 保育環境向上等事業

4 (12)に定める対象施設において、保育環境の向上等を図るた
め、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の
購入や更新及び改修等を行う事業

4 対象事業の制限

(1)次に掲げる事業については、対象としないものとする。

① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地
等を含む。）

③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業（3
の(2)の③、⑩の事業を除く。）

④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の
整備（備品の購入等）のみを目的とする事業

(2) 本事業の実施については、3に掲げる事業（(2)の⑧の事業を除
く。）ごとに、補助を受けてから10年経過後に再度実施することがで
きる。（ただし、3の(1)の①、②及び(2)の①、②、⑤から⑦
の事業については、新たな需要への対応が必要な場合には、経過期間
に関わらず再度実施することができる。）

超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定して
いない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人
(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほ
か、非常勤職員を雇上した場合の賃金
※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められ
るものであること

② 感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活に
おいて必要とする物品等の購入支援

※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、
帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウ
ン、タオルなど

イ マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入、
施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業

⑨ 感染症対策のための改修整備等事業

4 (12)に定める対象施設において、新型コロナウイルス感染症
等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等を行う事業

4 対象事業の制限

(1)次に掲げる事業については、対象としないものとする。

① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地
等を含む。）

③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の
整備（備品の購入等）のみを目的とする事業

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただ
し、障害児受入促進事業、病児保育事業（体調不良児対応型）設置促
進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業を除く。）

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

- (3) 保育所等設置促進事業（ただし、（※）を除く。）及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設するものを対象とすること。
- (4) 熱中症対策事業の**対象施設**については、公立の保育所及び認定こども園を除く。

(5) 安全対策事業の実施については、以下①～⑤を満たすものとする。

① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するため、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づき医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

(3) 保育所等設置促進事業（ただし、（※）を除く。）及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設するものを対象とすること。

(4) 熱中症対策事業については、**既存の冷房設備の更新は対象としな**
い。また、対象事業者については、公立の保育所及び認定こども園を
除く。

(5) 安全対策事業の実施については、以下①～⑤を満たすものとする。
（ただし、②～⑤については、新型コロナウイルス感染症対策として
実施する場合を除く。）

① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所及び認可外保育施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けている又は交付予定の施設とする。ただし、地方公共団体が運営するものを除く。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として安全対策事業を実施
する場合は、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受
けていない認可外保育施設についても、対象とする。

② 対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、③に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

③ 対象機器については、②に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するため、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づき医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

④ 本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念

することができ、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

(6) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等、及び当該年度中又は翌年度中に病児保育事業（体調不良児対応型）の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(7) 障害児受入促進事業については、当該年度中又は翌年度中に障害児等の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

(8) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合一限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるとする。

(9) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

(10) 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業については、当該年度中又は翌年度中に一時預かり事業の実施を予定している放課後児童クラブを対象とすること。

(11) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施については、以下①～③を満たすものとする。

① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、児童厚生施設及び認可外保育施設とする。

なお、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けて

することができ、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。

⑤ 機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

(6) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、病児保育事業（体調不良児対応型）を実施している保育所等、及び当該年度中又は翌年度中に病児保育事業（体調不良児対応型）の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(7) 障害児受入促進事業については、当該年度中又は翌年度中に障害児等の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

(8) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合一限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるとする。

(9) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

(10) 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業については、当該年度中又は翌年度中に一時預かり事業の実施を予定している放課後児童クラブを対象とすること。

(11) 新型コロナウイルス感染症対策支援事業の実施については、以下①～③を満たすものとする。

① 対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を行う事業所、児童厚生施設及び認可外保育施設とする。

なお、公立公営の施設及び事業所、並びに証明書の交付を受けて

<p>いない認可外保育施設についても対象とする。</p> <p>② 感染症拡大防止を徹底するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との連絡等におけるICTの活用 ・ 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ ・ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用等の取組に努めている。 <p>③ 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、原則、3（2）⑧アの事業を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うこと。（3（2）⑧イの事業の実施のみにならないようにすること。）</p> <p>（12）感染症対策のための改修整備等事業及び<u>保育環境向上等事業</u>の対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所とする。</p> <p>5 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>いない認可外保育施設についても対象とする。</p> <p>② 感染症拡大防止を徹底するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との連絡等におけるICTの活用 ・ 保育等の提供に係る遊具等の消毒や、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ ・ 感染症対策計画の策定、職員の体調管理や新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用等の取組に努めている。 <p>③ 感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施している職員への支援を図るため、原則、3（2）⑧アの事業を実施し、職員に対する手当等の支給や物品等の購入支援を積極的に行うこと。（3（2）⑧イの事業の実施のみにならないようにすること。）</p> <p>（12）感染症対策のための改修整備等事業の対象施設については、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所とする。</p> <p>5 費用 本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>
---	---

多様な保育促進事業の実施について（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
<p>雇用発 0417 第 4 号 平成 29 年 4 月 17 日 一 次 改 正 雇用発 0607 第 1 号 平成 30 年 6 月 7 日 二 次 改 正 雇用発 0329 第 20 号 平成 31 年 3 月 29 日 三 次 改 正 雇用発 0401 第 1 号 令和 2 年 4 月 1 日 四 次 改 正 雇用発 0401 第 5 号 令和 3 年 4 月 1 日 五 次 改 正 雇用発 0915 第 1 号 令和 3 年 9 月 15 日 <u>六 次 改 正</u> <u>雇用発 第 号</u> <u>令和 4 年 月 日</u></p> <p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>雇用発 0417 第 4 号 平成 29 年 4 月 17 日 一 次 改 正 雇用発 0607 第 1 号 平成 30 年 6 月 7 日 二 次 改 正 雇用発 0329 第 20 号 平成 31 年 3 月 29 日 三 次 改 正 雇用発 0401 第 1 号 令和 2 年 4 月 1 日 四 次 改 正 雇用発 0401 第 5 号 令和 3 年 4 月 1 日 五 次 改 正 雇用発 0915 第 1 号 令和 3 年 9 月 15 日</p> <p>都道府県知事 殿 各 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>多様な保育促進事業の実施について</p>	<p>多様な保育促進事業の実施について</p>

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしますので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成27年4月13日雇児発0413第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。

記

第1 事業の種類

- 1 保育利用支援事業
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業
- 3 医療的ケア児保育支援事業
- 4 家庭支援推進保育事業
- 5 広域的保育所等利用事業
- 6 待機児童対策協議会推進事業
- 7 新たな待機児童対策提案型事業
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業

第2 事業の実施

- 各事業の実施及び運営は、次によること。
- 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1）
 - 2 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添2）

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、平成29年4月1日から適用することとしますので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成27年4月13日雇児発0413第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する。

記

第1 事業の種類

- 1 保育利用支援事業
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業
- 3 医療的ケア児保育支援事業
- 4 家庭支援推進保育事業
- 5 広域的保育所等利用事業
- 6 待機児童対策協議会推進事業
- 7 新たな待機児童対策提案型事業
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業

第2 事業の実施

- 各事業の実施及び運営は、次によること。
- 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1）
 - 2 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添2）

- 3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱 (別添3)
- 4 家庭支援推進保育事業実施要綱 (別添4)
- 5 広域的保育所等利用事業実施要綱 (別添5)
- 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱 (別添6)
- 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱 (別添7)
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱 (別添8)

(別添1) ~ (別添2) (略)

(別添3)

医療的ケア児保育支援事業実施要綱

1 ~ 3 (略)

4 実施方法

(1) ~ (3) (略)

(4) 留意事項

本事業は、保育所等において、単に(3)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、都道府県等が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から⑦までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

①~⑥ (略)

⑦ 認定こども園において本事業を実施する場合であって、子ども子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児(以下「1号認定医療的ケア児」という。)

- 3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱 (別添3)
- 4 家庭支援推進保育事業実施要綱 (別添4)
- 5 広域的保育所等利用事業実施要綱 (別添5)
- 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱 (別添6)
- 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱 (別添7)
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱 (別添8)

(別添1) ~ (別添2) (略)

(別添3)

医療的ケア児保育支援事業実施要綱

1 ~ 3 (略)

4 実施方法

(1) ~ (3) (略)

(4) 留意事項

本事業は、保育所等において、単に(3)①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、都道府県等が、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであることを踏まえた上で、次の①から⑤までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

①~⑥ (略)

(新設)

の受入れを行っている場合には、4（1）に規定する対象児童の医療的ケアに従事するために配置した職員が、1号認定医療的ケア児の医療的ケアを実施することは差し支えないこと。

5 医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書の作成
本事業を実施する都道府県等においては、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で、別紙「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」(以下「整備計画書兼実績報告書」という。)を作成し、別に定める本事業の補助に係る交付申請書及び変更交付申請書の添付資料として提出すること。また、整備計画書兼実績報告書に当該年度の実績を記載した上で、補助に係る実績報告書の添付資料として提出すること。

6 (略)

7 費用

国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、当年度の3年後の医療的ケア児の受入人数（見込み）が、保育所等の利用を希望する人数（見込み）を上回る整備計画書を策定する都道府県等については、国の補助の負担割合の嵩上げ措置を行うものとする。

5 医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書の作成

本事業を実施する都道府県等においては、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すため、医療的ケア児の保育ニーズを踏まえた上で、別紙「医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書」を作成し、別に定める本事業の補助に係る交付申請書及び変更交付申請書の添付資料として提出すること。また、同計画書兼実績報告書に当該年度の実績を記載した上で、補助に係る実績報告書の添付資料として提出すること。

6 (略)

7 費用

国は、上記4（3）に掲げる事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別添3別紙)

令和4年度医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書

都道府県・市町村名：

① 保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数

見込み 実績	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
うち、受入人数										

(記載上の注意)

- ・「保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数」は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童のうち、保育所等の利用を希望する児童数をいう。
- ・交付申請(変更交付申請)時は、令和3年度の実績及び令和4年度以降の見込みを記載すること。
- ・実績報告時は、令和4年度の実績を記載すること。
- ・「うち、受入人数」欄には、「保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数」のうち、保育所等において実際に受入を行った人数を記載すること。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等に関する取組

(令和4年度)

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
			見込み	実績	看護師等	保育士等
			人	人	人	人
			人	人	人	人

医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組

(計画)

(実績)

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
			見込み	実績	看護師等	保育士等
			人	人	人	人
			人	人	人	人

医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組

(計画)

(実績)

(別添3別紙)

令和3年度医療的ケア児受入体制整備計画書兼実績報告書

都道府県・市町村名：

① 保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数

見込み 実績	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
うち、受入人数										

(記載上の注意)

- ・「保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数」は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童のうち、保育所等の利用を希望する児童数をいう。
- ・交付申請(変更交付申請)時は、令和2年度の実績及び令和3年度以降の見込みを記載すること。
- ・実績報告時は、令和3年度の実績を記載すること。
- ・「うち、受入人数」欄には、「保育所等の利用を希望する2号・3号認定児童の医療的ケア児数」のうち、保育所等において実際に受入を行った人数を記載すること。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等に関する取組

(令和3年度)

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
			見込み	実績	看護師等	保育士等
			人	人	人	人
			人	人	人	人

医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組

(計画)

(実績)

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
			見込み	実績	看護師等	保育士等
			人	人	人	人
			人	人	人	人

医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組

(計画)

(実績)

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
			見込み	実績	看護師等	保育士等
			人	人	見込み	人
			人	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組						
(計画)						
(実績)						
<p>(記載上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により医療的ケア児の受入体制を整備する施設ごとに記載すること。 ・対象施設が4施設以上ある場合は、適宜記載欄を追加すること。 ・交付申請(変更交付申請)時は、4年度の見込み(計画)に記載すること。 ・実績報告時は、4年度の実績を記載すること。 						
(令和5年度～7年度)						
令和5年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
	見込み	か所	見込み	人	看護師等	保育士等
					見込み	人
令和6年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
	見込み	か所	見込み	人	看護師等	保育士等
					見込み	人
令和7年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
	見込み	か所	見込み	人	看護師等	保育士等
				②	見込み	人
(受入体制整備方針)						
<p>(記載上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請(変更交付申請)時に記載すること。 						

対象施設名	施設種別	法人種別	医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
			見込み	実績	看護師等	保育士等
			人	人	見込み	人
			人	人	実績	人
医療的ケア児の受入体制整備のための具体的な取組						
(計画)						
(実績)						
<p>(記載上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により医療的ケア児の受入体制を整備する施設ごとに記載すること。 ・対象施設が4施設以上ある場合は、適宜記載欄を追加すること。 ・交付申請(変更交付申請)時は、3年度の見込み(計画)に記載すること。 ・実績報告時は、3年度の実績を記載すること。 						
(令和4年度～6年度)						
令和4年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
	見込み	か所	見込み	人	看護師等	保育士等
					見込み	人
令和5年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
	見込み	か所	見込み	人	看護師等	保育士等
					見込み	人
令和6年度	医療的ケア児受入施設数		医療的ケア児受入人数		医療的ケアを実施する職員配置	
	見込み	か所	見込み	人	看護師等	保育士等
					見込み	人
(受入体制整備方針)						
<p>(記載上の注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請(変更交付申請)時に記載すること。 						

③ 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組

(令和4年度)

医療的ケア児の受入れに関する具体的な取組

(計画)

(実績)

(記載上の注意)

- ・交付申請(変更交付申請)時は、4年度の計画を記載すること。
- ・実績報告時は、4年度の実績を記載すること。

④ 国の補助の負担割合の嵩上げ措置の適用の可否

(1) 令和7年度の保育所等の利用を希望する人数(見込み)	人 …ア
(2) 令和7年度の医療的ケア児の受入人数(見込み)	人 …イ

(記載上の注意)

- ・(1)には、①の人数を記載すること
- ・(2)には、②の人数を記載すること

負担割合の嵩上げ措置の適用
(「適用」又は「適用外」)

(記載上の注意)

- ・イの人数が、アの人数を上回る(同数である)場合には「適用」と、下回る場合には「適用外」と記載すること。

③ 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組

(令和3年度)

医療的ケア児の受入れに関する具体的な取組

(計画)

(実績)

(記載上の注意)

- ・交付申請(変更交付申請)時は、3年度の計画を記載すること。
- ・実績報告時は、3年度の実績を記載すること。

(新設)

<p>(別添 4)</p> <p>家庭支援推進保育事業実施要綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 留意事項</u></p> <p><u>認定子ども園において本事業を実施する場合であって、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童のうち、特に配慮が必要な家庭の児童の受入れを行っている場合には、本事業により配置した保育士が、当該児童に対する 5 (2) の業務を実施することは差し支えないこと。</u></p> <p><u>7 国の補助</u></p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(別添 5) ～ (別添 8) (略)</p>	<p>(別添 4)</p> <p>家庭支援推進保育事業実施要綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>6 国の補助</u></p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(別添 5) ～ (別添 8) (略)</p>
---	---

(案)

子保発○第○号
令和4年○月○日

各 都道府県 保育関係行政主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局保育課長
(公 印 省 略)「令和4年度新たな待機児童対策提案型事業」に係る
提案募集について

標記について、「令和4年度新たな待機児童対策提案型事業」の採択を行うため、別添「令和4年度新たな待機児童対策提案型事業募集要領」に基づき、下記のとおり、応募書類を提出願います。

なお、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を含む。以下同じ）の取りまとめをよろしくお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 「令和4年度新たな待機児童対策提案型事業」の提案募集について（別紙1）
- (2) 令和4年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書（別紙2）
- (3) 令和4年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書（別紙3）
- (4) （団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙4）

2 提出期限

令和4年5月31日（火）（期限厳守）

3 提出方法

郵送及び電子メールにて提出

※ 貴管内市区町村の実施事業については、貴管内市区町村で提出書類を作成し、都道府県において書類をとりまとめの上、提出願います。

(案)

4 提出先

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局保育課 待機児童対策係

(アドレス) taikijidou@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局

保育課 待機児童対策係

TEL 03-5253-1111 (内線 4840)

FAX 03-3595-2674

令和 4 年度新たな待機児童対策提案型事業募集要領（案）

本事業は、待機児童対策協議会（以下、「協議会」という。）に参加する地方公共団体が、地域の実情に応じ、待機児童解消等に向けた先駆的な取組を実施することにより、待機児童対策の一層の推進を図ることを目的としている。

このため、本事業の募集要領について以下のとおり定めるので、提案団体は各事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（提案主体）

実施主体は、協議会を設置した都道府県又は協議会に参加し、かつ子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第 8 条（平成 30 年内閣府令第 21 号）に該当する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）（以下、「都道府県等」という。）又は都道府県等が認めた者とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、都道府県等は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めらるものとする。

2 事業の内容

都道府県等が提案する待機児童解消等に向けた先駆的な取組であって、厚生労働省が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

3 実施要件

（1）対象事業

本事業は、以下のいずれかに該当する事業で、協議会に諮ったものを対象とする。

- ① 保育の受け皿拡大を図る事業
- ② 保育人材の確保を図る事業
- ③ 多様な保育の促進を図る事業
- ④ その他、特に待機児童解消に資すると考えられる事業

（2）対象外の事業

以下のいずれかに該当する事業については、本事業の対象としないものとする。

- ① 国庫補助等の対象である事業、又は国庫補助等の対象である事業の補助金額等の上乗せや補助対象の拡大に当たる事業
- ② 過去に一般財源化された国庫補助事業等
- ③ 前年度までに取組実績のある既存の地方単独事業（既存事業の実施箇所数の増等を含む）
- ④ 認可外保育施設であって、認可保育所等への移行を目指していない施設を対象とした事業
- ⑤ 現金給付等（バウチャー等を含む）を行う事業
- ⑥ 前年度までに本事業を活用して実施した事業（ただし、当該事業の取組の効果や目的が単年度の実施では確認できない等の事情がある場合を除く）

(3) 評価指標（KPI）の設定等

- ① 事業の実施にあたり、来年度4月1日時点の待機児童数をゼロにする（当該年度に待機児童が存在しない場合は、次年度においてそれを維持する）ことを評価指標（KPI）として必ず設定すること。

あわせて、提案する事業に関連した評価指標（KPI）を設定すること。

- ② 評価指標（KPI）は、都道府県等のホームページ等により、事業の取組内容等とともに公表するなど「見える化」を行うこと。
- ③ ①により設定した評価指標（KPI）を達成できなかった場合は、その要因を分析し、国に報告すること。なお、政策効果が低いと認められる場合は、補助金を返還させることがある。

(4) 事業周知のための広報媒体の作成

- ① 実施した取組を全国的に展開できるよう広報媒体を作成すること。
- ② 広報媒体については、全国会議（部局長会議等）や厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。

4 事業の採択について

以下の点等を総合的に審査の上、予算の範囲内で採否を決定する。

- ① 事業実施計画、所要額内訳書、委託先団体等の概況書（団体に委託する場合）の記載内容について不備がないこと。
- ② 本募集要領の規定に合致していること。
- ③ 地域の実情や特殊性を踏まえ、地域の課題に対応した事業であること。
- ④ 創意工夫や先駆性があり、他の地方公共団体等にも参考となり得るような汎用性があること。
- ⑤ 事業内容から評価指標（KPI）が適切に設定されていると見込まれること。

5 応募方法

(1) 提出書類

提案募集のための提出書類は以下の①～④とする。（提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）

- ① 「令和4年度新たな待機児童対策提案型事業」の提案応募について（別紙1）
- ② 令和4年度新たな待機児童対策提案型事業実施計画書（別紙2）
- ③ 令和4年度新たな待機児童対策提案型事業所要額内訳書（別紙3）
- ④ （団体等に委託する場合）委託先団体等の概況書（別紙4）

なお、事業を実施した地方公共団体は、実施状況報告書を提出することとする。

実施状況報告のための提出書類は以下の⑤～⑧とする。（提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）

- ⑤ 「令和4年度新たな待機児童対策提案型事業」の実施状況報告について（別紙5）
- ⑥ 令和4年度新たな待機児童対策提案型事業実施状況報告書（別紙6）
- ⑦ 令和4年度新たな待機児童対策提案型事業実績額内訳書（別紙7）

⑧ 広報資料

(2) 提出期限

- ① 提案募集のための提出書類の提出期限は以下のとおりとする。

令和4年5月31日（火）

※ 提出期限を超過して届いた提出期限については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

- ② 実施状況報告のための提出書類の提出期限は以下のとおりとする。

令和5年4月7日（金）

(3) 提出方法及び提出先

- (1) の提出書類は、郵送及び電子メールにて提出することとする。

(郵送先) 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省子ども家庭局保育課 待機児童対策係

(アドレス) taikijidou@mhlw.go.jp

6 補助基準額等

(1) 補助基準額

1 都道府県等当たり年額 10,000 千円

複数の自治体で一の事業を行う場合は、1 事業当たり年額 10,000 千円

(2) 補助率

定額補助 (10/10)

(3) 補助対象経費

事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料等

7 留意事項

- ① 事業終了後に提出する実施状況報告書（以下「報告書」という。）について報告書の他、3（4）の広報媒体も合わせて提出すること。
- ② 複数の都道府県等が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表として選定するなどして、応募を行うこと。（連名による応募は認めない。）
- ③ 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めないこと。
- ④ 必要に応じて、中間報告を求める場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。
- ⑤ 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
なお、本事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。
- ⑥ 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に厚生労働省による現地調査を行う場合があること。